

大阪府子どもを性犯罪から守る条例及び同条例施行規則の一部改正の概要

1. 改正の趣旨

大阪府では、「子どもの安全を最優先に、次代の社会を担う子どもを性犯罪から守る」という視点に立ち、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指すために、「子どもを性犯罪から守る条例」を制定し、平成 24 年 10 月 1 日に施行しました。

本条例では、子どもに不安を与える行為や子どもを威迫する行為を禁止するとともに、18 歳未満の子どもに対し、強制わいせつ等の性犯罪を犯し、刑期満了の日から 5 年を経過しない者が、大阪府に住所を定める場合、14 日以内に住所等の届出義務を課し、内容の確認が得られた者に対して、社会復帰に関する相談その他必要な支援を行っているところです。

このたび、国において刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 66 号。令和 5 年 6 月 23 日公布、同年 7 月 13 日施行。）により刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下、「法」という。）が改正され、現行の強制・準強制わいせつ罪、強制・準強制性交罪をそれぞれ統合し、「不同意わいせつ罪（法第 176 条）」「不同意性交等罪（法第 177 条）」に名称変更され、また、16 歳未満の者に対する面会要求等の罪（法第 182 条）が新たに創設されました。

併せて、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和 5 年法律第 67 号。令和 5 年 6 月 23 日公布、同年 7 月 13 日施行。）（以下、「性的姿態撮影等処罰法」という。）が施行され、「性的姿態等撮影罪など」（以下、「撮影罪」という。）が新たに創設されました。

本条例においても、改正された法に伴い条例第 2 条第 2 号の定義（性犯罪）の規定整備を行うとともに、近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処できるようにするために新設された「16 歳未満の者に対する面会要求等の罪（法第 182 条）」及び「撮影罪」について所要の改正を行うものです。

2. 大阪府子どもを性犯罪から守る条例改正の内容

○条例第 2 条第 2 号の性犯罪の規定について

法第 178 条の削除（準強制わいせつ及び準強制性交等）に伴う規定整備を行うとともに、法第 182 条第 2 項（16 歳未満の者に対する面会罪）及び性的姿態撮影等処罰法第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号（性的姿態等撮影罪）及び同条第 2 項（未遂）を追加する。

3. 大阪府子どもを性犯罪から守る条例施行規則改正の内容

○住所等の届出

施行規則第 3 条第 1 項で規定する住所等届出書（様式第 1 号）の添付書類である同条第 2 項で定める同意書について、知事が刑事施設の長に対し、届出をする者の当該刑事施設に収容された事実及び刑期の満了の日を証する書面の発行の依頼に係る罪（条例第 2 条第 2 号イからハまで）に、性的姿態撮影等処罰法第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号（性的姿態等撮影罪）及び同条第 2 項（未遂）を追加する。